条　例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

（埼玉県手数料条例の一部改正）

第一条　埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十九号中「第七十号」を「第七十三号」に改め、同条第二十号中「第七十一号」を「第七十四号」に改め、同条第二十一号中「第七十二号」を「第七十五号」に改め、同条第二十二号中「第七十三号」を「第七十六号」に改め、同条第二十三号中「第七十四号」を「第七十七号」に改め、同条第二十四号中「第七十五号」を「第七十八号」に改め、同条第二十五号中「第七十六号」を「第七十九号」に改め、同条第二十六号中「第七十九号」を「第八十二号」に改める。

別表福祉部の項第六号中「八千円」を「一万二千円」に改め、同項第十五号中「七百円」を「千八百円」に改める。

別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ　食品の検査	
(1)　理化学検査	
㈠　食品中の添加物の試験	
(イ)　簡単なもの	一万千百九十円
(ロ)　複雑なもの	二万四千七百九十円
㈡　食品中の有害性物質（有害性金属を除く。）の試験	二万四千七百九十円
㈢　食品中の有害性金属の試験	一万千百九十円
㈣　食品中の残留農薬の試験	二万四千七百九十円
㈤　食品中の放射性物質の試験	五万七千百円
(2)　細菌検査	
㈠　食品中の一般細菌数の測定	三千三百八十円
㈡　食品中の大腸菌群の試験	六千五百七十円
㈢　食品中の目的菌の検査	七千三百二十円

ロ　添加物の検査	
⑴　添加物の確認試験	一万千百九十円
⑵　添加物の純度試験	一万千百九十円
⑶　添加物の乾燥減量試験	一万千百九十円
⑷　添加物の強熱残留物試験	一万千百九十円
⑸　添加物の強熱減量試験	一万千百九十円
⑹　添加物の水分試験	一万千百九十円
⑺　添加物の定量試験	一万千百九十円
ハ　器具の理化学的試験（溶出検査に限る。）	一万五千百二十円

別表保健医療部の項第百二十四号中「二万三千円」を「二万三千四百円」に改め、同項第百二十五号中「一万千円」を「一万千五百円」に改め、同項第百八十一号中「二万円」を「二万三百円」に改め、同項第百八十二号中「一万千円」を「一万千三百円」に改める。

別表県土整備部の項中第二十八号を第三十一号とし、第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十条第一項の規定に基づく土地使用権等の取得についての裁定の申請に対する審査	土地使用権等の取得の裁定申請手数料	イ　損失の補償金の見積額が十万円以下の場合　二万七千円 ロ　損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額 ハ　損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額 ニ　損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額

		ホ　損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額 ヘ　損失の補償金の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円
二十九　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査	土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料	損失の補償金の見積額に応じて前号金額の欄イからヘまでに掲げる場合と同じ方法で算出した金額
三十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく収用又は使用についての裁定の申請に対する審査	収用又は使用の裁定申請手数料	損失の補償金の見積額に応じて第二十八号金額の欄イからヘまでに掲げる場合と同じ方法で算出した金額

別表都市整備部の項第一号中「第百九号イ及び第百十四号イ」を「第百十二号イ及び第百十七号イ」に改め、同項第二号及び第三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第五号中「第百三号ハ、第百九号ハ及び第百十四号ハ」を「第百六号ハ、第百十二号ハ及び第百十七号ハ」に改め、同項第七号、第

八号、第十一号、第十二号及び第十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第二十二号金額の欄を次のように改める。

イ　ロ及びハ以外の場合	十八万円
ロ　建築基準法第四十八条第十六項第一号に規定する増築、改築又は移転の場合	十二万円
ハ　建築基準法第四十八条第十六項第二号に規定する建築の場合	十四万円

別表都市整備部の項第二十六号中「又は第五項第三号」を「、第五項又は第六項第三号」に改め、同項第三十八号中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同項第三十九号中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同項第四十号中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同項第六十四号事務の種別の欄中「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項第六十五号事務の種別の欄中「第八十六条の八第三項」の下に「（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項中第百十八号を第百二十一号とし、第百十七号を第百二十号とし、同項第百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十七号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十九号とし、同項中第百十五号を第百十八号とし、同項第百十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第百十七号とし、同項中第百十三号を第百十六号とし、同項第百十二号中「第百十八号」を「第百二十一号」に改め、同号を同項第百十五号とし、同項第百十一号中「第百九号金額の欄イ」を「第百十二号金額の欄イ」に、「第百九号金額の欄ロ」を「第百十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項中第百十号を第百十三号とし、同項第百九号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項第百八号中「第百十号」を「第百十三号」に改め、同号を同項第百十一号とし、同項中第百七号を第百十号とし、第百六号を第百九号とし、同項第百五号中「第百三号金額の欄イ」を「第百六号金額の欄イ」に、「第百三号金額の欄ロ」を「第百六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百八号とし、同項中第百四号を第百七号とし、同項第百三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第百六号とし、同項第百二号中「第百四号」を「第百七号」に、「第百五号」を「第百八号」に改め、同号を同項第百五号とし、同項中第百一号を第百四号とし、第六十六号から第百号までを三号ずつ繰り下げ、第六十五号の次に

次の三号を加える。

六十六　建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	二万七千円
六十七　建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	十二万円
六十八　建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	十六万円

第二条　埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。

別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ　食品の検査

⑴　理化学検査	
㈠　食品中の添加物の試験	
(ｲ)　簡単なもの	一万千三百五十円
(ﾛ)　複雑なもの	二万五千九十円
㈡　食品中の有害性物質（有害性金属を除く。）の試験	二万五千九十円
㈢　食品中の有害性金属の試験	一万千三百五十円
㈣　食品中の残留農薬の試験	二万五千九十円
㈤　食品中の放射性物質の試験	五万七千四百二十円
⑵　細菌検査	
㈠　食品中の一般細菌数の測定	三千四百円
㈡　食品中の大腸菌群の試験	六千六百十円
㈢　食品中の目的菌の検査	七千三百七十円
ﾛ　添加物の検査	
⑴　添加物の確認試験	一万千三百五十円
⑵　添加物の純度試験	一万千三百五十円
⑶　添加物の乾燥減量試験	一万千三百五十円
⑷　添加物の強熱残留物試験	一万千三百五十円
⑸　添加物の強熱減量試験	一万千三百五十円
⑹　添加物の水分試験	一万千三百五十円
⑺　添加物の定量試験	一万千三百五十円
ﾊ　器具の理化学的試験（溶出検査に限る。）	一万五千百九十円

別表保健医療部の項第四号中「一万六千円」を「一万六千百円」に、「一万二千円」を「一万二千百円」に改め、同項第五号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「一万四千円」を「一万四千百円」に、「一万五百円」を「一万六百円」に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第十二号及び第十三号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十四号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第十五号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十六号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第十七

号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「七千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第十八号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第十九号中「一万六千円」を「一万六千百円」に、「一万二千円」を「一万二千百円」に改め、同項第二十号から第二十二号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第二十三号中「一万四千円」を「一万四千百円」に、「一万五百円」を「一万六百円」に改め、同項第二十四号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第二十五号中「一万四千円」を「一万四千百円」に、「一万五百円」を「一万六百円」に改め、同項第二十六号及び第二十七号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第二十八号から第三十一号までの規定中「一万六千円」を「一万六千百円」に、「一万二千円」を「一万二千百円」に改め、同項第三十二号から第三十四号までの規定中「一万四千円」を「一万四千百円」に、「一万五百円」を「一万六百円」に改め、同項第三十五号から第三十七号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千百円」に改め、同項第六十号中「七万六千円」を「七万七千円」に改め、同項第六十一号中「五千八百円」を「五千九百円」に改め、同項第六十三号中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同項第百二十八号中「八万円」を「八万千円」に改める。

別表農林部の項第四号中「千二百円」を「千三百円」に改め、同項第二十一号の二中「二万五千円」を「二万六千円」に改め、同項第三十七号中「一万七千五百円」を「一万八千円」に改め、同項第三十八号中「四千円」を「四千百円」に改め、同項第四十一号及び第四十二号中「七千九百円」を「八千円」に改め、同項第五十五号中「八百四十円」を「八百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千七百円」に、「二千九百十円」を「二千九百三十円」に改める。

別表県土整備部の項中第三十一号を第三十三号とし、同項第三十号中「第二十八号金額の欄イ」を「第三十号金額の欄イ」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十一号とし、第十八号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　建設業法第十三条に規定する建設業許可申請書等の写しの交付	建設業許可申請書等の写しの交付手数料	一の建設業者に係る建設業許可申請書等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額（第四号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る建設業許可申請書等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円）

別表県土整備部の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　建設業法第十三条の規定に基づく建設業許可申請書等を閲覧に供する事務	建設業許可申請書等閲覧手数料	一の建設業者に係る建設業許可申請書等につき　三百円

別表都市整備部の項第一号中「第百十二号イ及び第百十七号イ」を「第百十四号イ及び第百十九号イ」に改め、同項第五号中「第百六号ハ、第百十二号ハ及び第百十七号ハ」を「第百八号ハ、第百十四号ハ及び第百十九号ハ」に改め、同項中第百二十一号を第百二十三号とし、第百二十号を第百二十二号とし、同項第百十九号中「第百十七号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十七号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十八号を第百二十号とし、同項第百十七号中「十七万千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十九号とし、同項中第百十六号を第百十八号とし、同項第百十五号中「第百二十一号」を「第百二十三号」に改め、同号を同項第百十七号とし、同項第百十四号中「第百十二号金額の欄イ」を「第百十四号金額の欄イ」に、「第百十二号金額の欄ロ」を「第百十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十六号とし、同項中第百十三号を第百十五号とし、同項第百十二号中「十七万千四百八十円」を「十七万四

千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項第百十一号中「第百十三号」を「第百十五号」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項中第百十号を第百十二号とし、第百九号を第百十一号とし、同項第百八号中「第百六号金額の欄イ」を「第百八号金額の欄イ」に、「第百六号金額の欄ロ」を「第百八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十号とし、同項中第百七号を第百九号とし、同項第百六号中「十七万千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百八号とし、同項第百七号を「第百九号」に、「第百八号」を「第百十号」に改め、同号を同項第百七号とし、同項中第百四号を第百六号とし、第八十六号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七　宅地建物取引業法第十条に規定する宅地建物取引業者名簿等の写しの交付	宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額（第八十二号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円）

別表都市整備部の項中第八十四号を第八十五号とし、第八十三号を第八十四号とし、第八十二号を第八十三号とし、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二　宅地建物取引業法第十条の規定に基づく	宅地建物取引業者名簿等閲	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき　三百円

宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供する事務	覧手数料

（埼玉県証紙条例の一部改正）

第三条　埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百三十九号の次に次の一号を加える。

二百三十九の二　建設業許可申請書等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百四十五号の次に次の一号を加える。

二百四十五の二　建設業許可申請書等の写しの交付手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百六十三号の次に次の三号を加える。

二百六十三の二　土地使用権等の取得の裁定申請手数料
二百六十三の三　土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料
二百六十三の四　収用又は使用の裁定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百三十一号の次に次の三号を加える。

三百三十一の二　用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料
三百三十一の三　興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料
三百三十一の四　特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百三十七号の次に次の一号を加える。

三百三十七の二　宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百四十一号の次に次の一号を加える。

三百四十一の二　宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中埼玉県手数料条例第三条第十八号の改正規定、同条例別表福祉部の項の改正規定及び同表保健医療部の項の改正規定　平成三十一年四月一日

二　第一条中埼玉県手数料条例別表県土整備部の項の改正規定及び第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百六十三号の次に三号を加える改正規定　平成三十一年六月一日

三　第一条中埼玉県手数料条例第三条第十九号から第二十六号までの改正規定及び同条例別表都市整備部の項の改正規定並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百三十一号の次に三号を加える改正規定　建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

四　第二条並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百三十九号の次に一号を加える改正規定、同項第二百四十五号の次に一号を加える改正規定、同項第三百三十七号の次に一号を加える改正規定及び同項第三百四十一号の次に一号を加える改正規定　平成三十一年十月一日